



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

所有者不明株式の取扱いに関する特例を定めた改正産業競争力強化法及び最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプランをご紹介します。

◇所在不明株主に関する会社法の特例（産業競争力強化法等の一部を改正する法律）

現行の会社法では、株式会社は、5年に亘って特定の株主に通知が到達せず、且つ、当該株主が5年間剰余金の配当を受領しない場合、当該所在不明株主の株式を処分することができることとされていますが（会社法197条、198条）、今般、事業承継の円滑化に対するニーズの高まりを受け、産業競争力強化法等の一部を改正する法律によって経営承継円滑化法が改正され（いずれも本年8月2日施行）、**5年の期間が1年に短縮されました**。こうした制度を利用するためには、上場会社等以外の株式会社であることと、**都道府県知事の認定を受けることが必要**ですが、知事の認定を受けるためには、次の2つの要件を両方とも満たす必要があります。

1. 経営困難要件

申請者の代表者が**年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難**であるため、会社の事業活動の継続に支障が生じていることを指します。

例)・代表者の年齢が60歳を超えている

- ・代表者が寝たきりになり、日常業務に従事することができない
- ・代表者以外の役員や幹部従業員の病死
- ・外部環境の急激な変化による業績悪化

* 当面の間、コロナウイルス感染症が原因とする場合には、令和2年1月以後の任意の3か月間の売上高又は販売量が前年同期の3か月間の売上高等の80%以下に減少し、又は減少が見込まれる場合や、その他経営の承継を伴う事業の再生や転業を必要とする場合等が想定されています。

2. 円滑承継困難要件

一部株主の所在が不明であることにより、その経営を当該代表者以外の者(株式会社事業後継者)に円滑に承継させることが困難であることを指します。

この要件を満たすかは、基本的に**所在不明株主の保有株式の議決権割合によって判断**されますが、認定申請時点で後継者が定まっているか否か、株式処分の方法（株式の譲渡によるか、事業譲渡や会社分割等、株主総会の特別決議による方法によるか）等に応じ、要求される議決権割合が異なります。

詳細については、中小企業庁が公表している会社法特例パンフレット及び中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル〈会社法特例〉をご参照下さい。（弁護士門屋）

*

◆最低賃金の引き上げに伴う取引価格の改定

2021年10月から、平均賃金が全国平均で28円引き上げられることになりました。これにより従業員の給与を見直すことはもちろんですが、**業務委託契約や請負契約等（以下「下請契約」といいます）の契約代金も見直さなければならない場合があります。**

1. 最低賃金と取引価格への影響

事業者同士の取引が下請契約であっても、その契約代金を定めるにあたり、下請会社の人件費が考慮されている場合があります。その場合、**最低賃金の引き上げに伴って下請契約の契約代金を引き上げなければ、下請業者の経営を圧迫することになります。**

2. 公正取引委員会のアクションプラン

上記事情に照らし、下請会社が注文主（親事業者）に対して契約代金の引き上げを申し入れたものの、これを注文主が拒否した場合、公正取引委員会は、注文主の対応が**買ったとき（下請法4条1項5号違反）に該当する可能性があるとして、アクションプランを設けて周知徹底を図り、新たに相談窓口を設けて情報収集に努めることとなりました。**また、公正取引委員会による情報収集の結果、下請法違反が窺われる場合には、違反行為の改善を求める指導を行う等、厳正に対処していく方針が明らかとされました。

3. コメント

下請法の親事業者である場合には、下請会社から契約代金の見直しを求められた場合には無碍に断るのではなく協議に応じる必要がありますし、下請会社である場合には、最低賃金の引き上げによる契約代金の見直しについて率直に親事業者に対して協議を申し入れても良いのではないかと考えます。（弁護士友成）

法務トピックス

◆郵便法改正により、10月1日から、①土曜日配達の日休止、②普通郵便物およびゆうメールの配達日数が1日程度段階的に繰り下げ、③速達料金の引き下げ等、郵便サービスが一部見直されます。**請求書等、配達期限のある必要な書類は、従来よりも早めに投函する必要がありますのでご注意ください。**

◆都道府県別の最低賃金が10月1日より順次改定されます。東京都の最低賃金は10月1日より1,041円になります。最低賃金は、雇用形態や呼称に関係なく、各都道府県内の事業場で働く**すべての労働者とその使用者に適用されます。**使用者も労働者もご確認を。詳細は厚労省のHPをご参照下さい。